

取引先のSDGs・ESG経営をサポート！

「京銀ポジティブ・インパクト・ファイナンス」の取り組みについて

～ロントロワ株式会社と契約を締結～



京都銀行（頭取 安井 幹也）は、本日（2024年3月29日（金））、ロントロワ株式会社（代表取締役 田中 一也、本社 京都府久世郡）との間で、「京銀ポジティブ・インパクト・ファイナンス」によるコミットメントラインを設定しましたのでお知らせいたします。

ポジティブ・インパクト・ファイナンスは、企業活動が環境・社会・経済に与える影響を包括的に分析・評価し、ポジティブな影響の増大とネガティブな影響の低減に向けた取り組みを支援するものです。

なお、本件評価およびインパクトファイナンス実施体系が国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）の公表している「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合する旨、株式会社 日本格付研究所（JCR）から第三者意見書を取得しています*。

同社は、ロントロワグループ共通の経営理念である「人を最も重要な経営資源として位置付け、仕事を通じて人を生かし、社会に役立つ人を育てる。」を掲げており、本ファイナンスにおいて雇用や教育を含む複数の領域でKPIを設け、持続可能な環境・社会の実現を目指します。

当行では、今後も、地域企業のSDGs・ESG経営サポートを通じ、お客さまのさらなる発展と持続性のある地域社会の実現を目指してまいります。

※本リリースに評価書添付

記

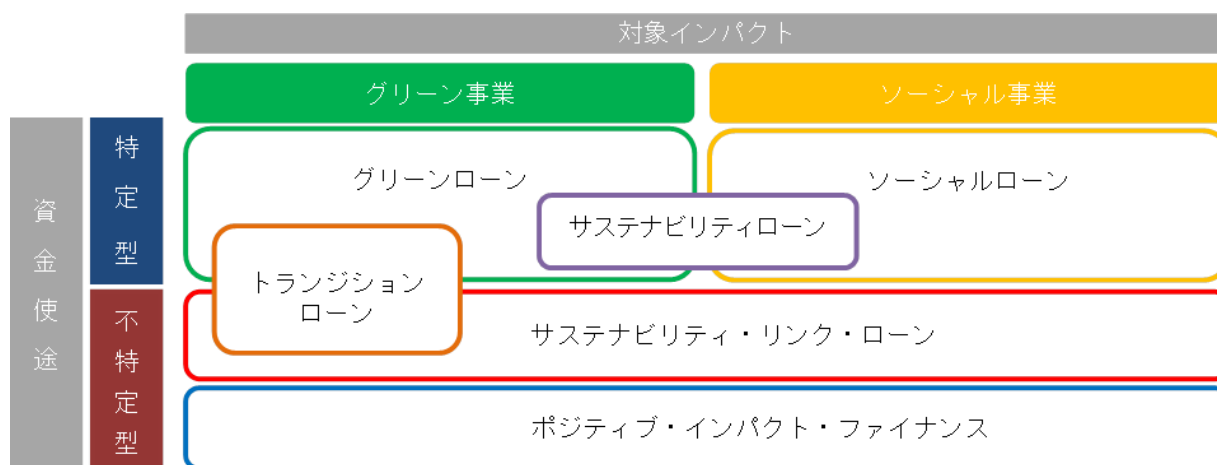
1. 本ファイナンスの概要

契約締結日	2024年3月29日
貸出形態	コミットメントライン
極度額	600百万円
資金使途	運転資金
モニタリング期間	3年
第三者意見書	株式会社 日本格付研究所（JCR）から取得

2. 同社概要

会 社 名	ロントロワ株式会社
本 社 所 在 地	京都府久世郡久御山町市田新珠城75-1
代 表 者	代表取締役 田中 一也
設 立 年 月	2008年7月
事 業 内 容	ロントロワグループの不動産賃貸、資産管理事業

<ご参考> 当行が取り扱うサステナブルローンについて



以 上

京都フィナンシャルグループでは、「地域社会の繁栄に奉仕する～地域の成長を牽引し、ともに未来を創造する～」という経営理念に基づいた企業活動を行っております。今後も経営理念のより一層高いレベルでの実践である SDGs 達成に向け、地域の社会課題の解決に貢献してまいります。なお、関連するプレスリリースに SDGs の目標のアイコンを明示しております。



ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

評価対象企業：ロントロワ株式会社

2024年3月29日

株式会社京都銀行

目次

1. 本ファイナンスの内容	... 1
2. 【ロントロフ】の概要	... 1
(1) 企業概要	
(2) グループ会社概要	
(3) 事業内容	
(4) 経営理念	
(5) 事業活動	
3. UNEP FI が掲げるインパクトレーダーとの関連性	... 12
(1) ポジティブなインパクトエリア/トピックとその内容、関連する SDGs	
(2) ネガティブなインパクトエリア/トピックとその内容、関連する SDGs	
(3) ポジティブ・ネガティブなインパクトエリア/トピックとその内容、関連する SDGs	
4. 本ファイナンスで KPI を設定したインパクトと関連する SDGs	... 16
(1) ポジティブなインパクトエリア/トピックによる KPI	
(2) ネガティブなインパクトエリア/トピックによる KPI	
(3) ポジティブ・ネガティブなインパクトエリア/トピックによる KPI	
5. サステナビリティ管理体制	... 21
6. モニタリングの頻度と方法	... 21

株式会社京都銀行（以下、「京都銀行」という）は、ロントロワ株式会社（以下、「ロントロワ」という）に対して「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」（以下、「本ファイナンス」という）を実施するにあたって、ロントロワの活動が、社会・環境・経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価しました。

分析・評価にあたっては、株式会社日本格付研究所（以下、「JCR」という）の協力を得て、国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及びESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に則ったうえで、中小企業※1に対するファイナンスに適用しています。

※1 IFC（国際金融公社）または中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業

1. 本ファイナンスの内容

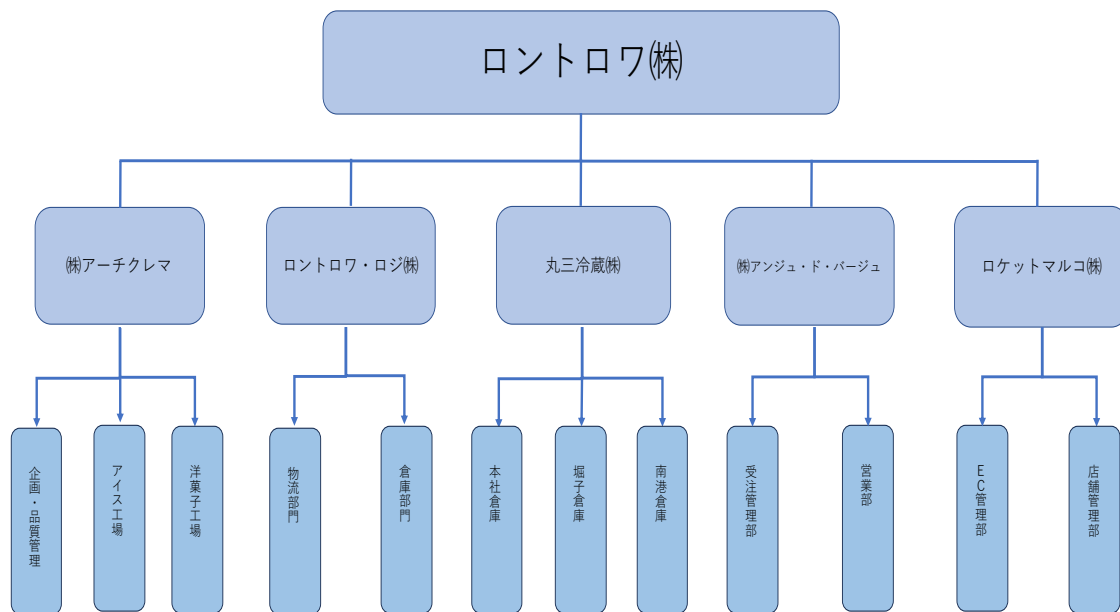
金額	600,000,000円
資金用途	運転資金
契約日	2024年3月29日
モニタリング期間	3年

2. 【ロントロワ】の概要

（1）企業概要

【企業名】	ロントロワ株式会社
【代表者名】	田中 一也
【所在地】	京都府久世郡久御山町市田新珠城 75-1
【資本金】	10百万円
【従業員数】	6名（2024年2月末現在）
【売上高】	230百万円（2023年4月期）
【グループ会社】	株式会社アーチクレマ ロントロワ・ロジ株式会社 丸三冷蔵株式会社 株式会社アンジュ・ド・バージュ ロケットマルコ株式会社
【グループ沿革】	1959年 丸三冷蔵株式会社を設立

	<p>1960年 田中産業株式会社を設立</p> <p>1968年 堀子工場建設（丸三冷蔵株式会社）</p> <p>1973年 本社工場F級増設（丸三冷蔵株式会社）</p> <p>1977年 久御山工場建設（丸三冷蔵株式会社）</p> <p>1984年 南港工場建設（丸三冷蔵株式会社）</p> <p>1988年 本社工場増設（丸三冷蔵株式会社）</p> <p>1994年 久御山工場 ドックシェルター4基増設（丸三冷蔵株式会社）</p> <p>1994年 南港工場 ドックシェルター11基増設（丸三冷蔵株式会社）</p> <p>2008年 丸三冷蔵株式会社の子会社として、ロントロワ株式会社を設立</p> <p>2009年 ロントロワ株式会社を完全別会社化し、丸三冷蔵株式会社よりセンター事業・洋菓子事業の事業譲渡を受ける アイス工場を京都府久世郡久御山町に設立</p> <p>2011年 洋菓子工場ベイクベイクを京都府久世郡久御山町に移設</p> <p>2014年 洋菓子工場ベイクベイクを京都市伏見区に移設</p> <p>2015年 株式会社アンジュ・ド・バージュの株式を100%取得し子会社化</p> <p>2018年 ロントロワ株式会社の経営企画部を設立（現在の株式会社アーチクレマ）</p> <p>2019年 センター事務所を丸三冷蔵久御山倉庫敷地内に移動し、丸三倉庫内で出荷事業の内製化を開始 子会社としてロケットマルコ株式会社を設立</p> <p>2020年 経営企画部を丸三冷蔵久御山倉庫敷地内に移設（株式会社アーチクレマ）</p> <p>2021年 丸三冷蔵株式会社の株式を100%取得し子会社化 経営企画部を京都市伏見区の洋菓子工場内に移設（株式会社アーチクレマ）</p> <p>2022年 ロントロワ株式会社をロントロワグループのホールディングス会社に移行 株式会社アーチクレマを設立し、アイス部門・洋菓子部門を事業承継 田中産業株式会社からロントロワ・ロジ株式会社へ社名変更し、物流部門を事業継承</p>
【事業内容】	ロントロワグループの不動産賃貸、資産管理事業

【組織図】


ロントロワより資料提供

上記【組織図】の通り、ロントロワグループは、株式会社アーチクレマ（以下、「アーチクレマ」という）、ロントロワ・ロジ株式会社（以下、「ロントロワ・ロジ」という）、丸三冷蔵株式会社（以下、「丸三冷蔵」という）、株式会社アンジュ・ド・バージュ（以下、「アンジュ・ド・バージュ」という）、ロケットマルコ株式会社（以下、「ロケットマルコ」という）で構成される。いずれもロントロワが100%出資し、かつ商流はグループ全社を介した構成とすることから、全社を評価対象とする。

(2) グループ会社概要

【企業名】	株式会社アーチクレマ
【代表者名】	佐々木 浩之
【所在地】	本社 京都府久世郡久御山町市田新珠城 75-1 経営企画部 京都府京都市伏見区下鳥羽渡瀬町 106 アイス工場 京都府久世郡久御山町市田新珠城 72-2 洋菓子工場 京都府京都市伏見区下鳥羽渡瀬町 106

【資本金】	10 百万円
【従業員数】	40 名（2024 年 2 月末現在）
【売上高】	459 百万円（2023 年 1 月期）
【事業内容】	洋菓子・氷菓子の製造

【企業名】	ロントロワ・ロジ株式会社
【代表者名】	中村 光希
【所在地】	本社 京都府京都市南区上鳥羽南島田町 48 物流部門・倉庫部門 京都府久世郡久御山町市田新珠城 75-1
【資本金】	10 百万円
【従業員数】	22 名（2024 年 2 月末現在）
【売上高】	825 百万円（2023 年 3 月期）
【事業内容】	冷凍・冷蔵・常温商品の物流業務全般（商品の保管・管理・ピッキング・全国発送）

【企業名】	丸三冷蔵株式会社
【代表者名】	島村 貴
【所在地】	本社工場コントロールセンター・本社工場 京都府京都市南区上鳥羽南島田町 77 堀子工場 京都府京都市南区上鳥羽堀子町 102 南港工場 大阪府大阪市住之江区南港南 6 丁目 1-33
【資本金】	45 百万円
【従業員数】	31 名（2024 年 2 月末現在）
【売上高】	521 百万円（2023 年 9 月期）
【事業内容】	冷凍冷蔵倉庫

【企業名】	株式会社アンジュ・ド・バージュ
【代表者名】	浅野 義登
【所在地】	京都府京都市南区上鳥羽南島田町 48
【資本金】	10 百万円
【従業員数】	11 名（2024 年 2 月末現在）

【売上高】	702 百万円 (2023 年 12 月期)
【事業内容】	手づくりシャーベット (姿づくりシャーベット)、その他のアイスデザート の製造、販売

【企業名】	ロケットマルコ株式会社
【代表者名】	染川 貴司
【所在地】	本社 京都府久世郡久御山町市田新珠城 75-1 マーケティング部・店舗運営部 京都府京都市上鳥羽南島田町 77 ボンボンロケット六甲店 兵庫県神戸市灘区宮山町 3 丁目 1-16 ステラ六甲 1FA
【資本金】	1 百万円
【従業員数】	17 名 (2024 年 2 月現在)
【売上高】	81 百万円 (2023 年 6 月期)
【事業内容】	バターサンド専門店ボンボンロケットの企画・運営

(3) 事業内容

創業者である田中久雄氏（田中代表取締役の祖父）は、会社設立前に農業を営んでおり、当時は収穫した作物を保管・保冷する機器が現在ほど世間に流通しておらず、利用するには一部企業が運営する冷蔵設備に高額な利用料金を支払う必要があった。そのため、一般の利用者は制限されてしまい、結果、食材が日持ちせず、販売価格も安定しないことに苦心していた。そういった経緯から、保管・保冷業界にニーズがあることを踏まえ、1959年に冷蔵機能を有する丸三冷蔵（現在、ロントロワのグループ会社）を設立した。設立後も冷凍機能の追加や冷蔵倉庫の新設、増設などにより、利用者のニーズに応え続けている。

田中代表取締役の就任後、製造業、冷蔵・冷凍保管業、物流業、販売業を生業とする企業の設立により、ロントロワグループで一体となった商流を構築。グループ機能を活用することで、他社メーカーからの OEM 製造の請け負い、冷蔵・冷凍保管により品質を維持し、素早く市場へ流通を実現している。また、業種が異なるグループ各社を展開することで、取引先を介した現場の様々な声（ニーズ）に触れ、グループ全体で情報を共有し、最適な対応を目指すことで、グループ機能を駆使して幅広いニーズに対応している。

(4) 経営理念

ロントロワグループ共通の経営理念として、「人を最も重要な経営資源として位置付け、仕事を通じて人を生かし、社会に役立つ人を育てる。」を掲げている。

田中代表取締役の「人が育たないと企業も育たない」との考えの下、様々な施策の実施により、業務を通じて社員の成長を促している。



アンジュ・ド・バージュ HP にて掲載

(5) 事業活動

【食品品質・衛生管理について】

食品安全方針・行動指針を掲げ、食品安全マネジメントシステムの運用により、品質管理・衛生管理の徹底や法令・規制要求事項等を遵守し、「お客様に心からご満足いただける製品」の提供に日々取り組んでいる。



Food safety policy

ロントロワグループ 食品安全方針

食品安全方針

ロントロワ株式会社は、グループ経営理念である「消費者本位」に基づき、品質管理・衛生管理の徹底など安全・安心な製品づくりに取り組み、「お客様に心からご満足いただける製品」を提供することによって、社会に貢献してまいります。

行動指針

1. 私たちは、食品安全に関する法令・規制要求事項、品質・食品安全要求事項を遵守し、コンプライアンスを推進します。
2. 私たちは、製品の安全に関するお客様からの要求事項を取り入れ、製造工程及び作業環境に反映させます。
3. 私たちは、食品安全マネジメントシステムの構築、運用及び見直しに関する必要な情報を、適切なコミュニケーション活動を通じて社内及びフードチェーンに周知します。
4. 私たちは、食品安全方針に基づき、各部門で判定可能な目標を立案し、その達成に向けて自らの役割を認識し、どのように貢献できるかを常に考え仕事に取り組みます。
5. 私たちは、食品安全方針の達成のために、食品安全マネジメントシステムの継続的改善に努めるとともに、マネジメントレビューを通じて定期的に見直します。
6. 食品安全に対する意識向上を図るため、全従業員に食品安全教育を実施します。
7. 私たちは、食品安全方針を全ての従業員に周知するとともに、ホームページなどを通じて広く社外に向けて発信します。

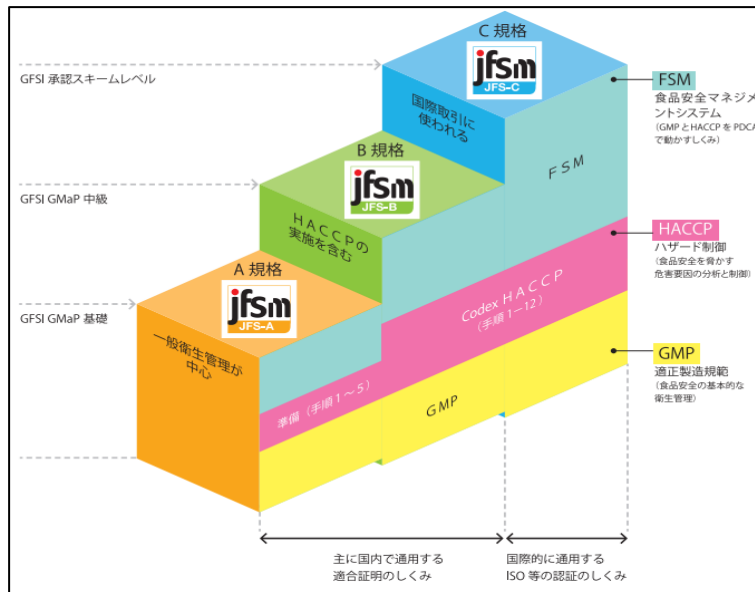
2020年2月1日
ロントロワ株式会社
代表取締役社長 田中 一也

アンジュ・ド・バージュ HP にて掲載

今後の目標として、食品の安全に対する認証制度である「JFS-B 規格」の取得を目指している。「JFS 規格※2」には、食品を取り扱う事業者に対する要求事項が定められ、要求事項に沿った安全管理について第三者機関から審査、監査を受けることで、安全な食品を製造し、消費者へ届けるためのマネジメントシステムが構築・運用されていることの証明となり、現在、規格に沿った運営体制構築に取り組んでいる。

※2 一般財団法人食品安全マネジメント協会が開発・運営する食品の安全管理の取り組みを認証する規格。JFS 規格には、「JFS-A・JFS-B・JFS-C 規格」があり、そのうち JFS-B 規格は、JFS-A 規格（一般衛生管理が中心）に HACCP の 7 原則 12 手順を加えたレベルが要求される。

<JFS 規格のイメージ図>



一般財団法人食品安全マネジメント協会 HP より抜粋

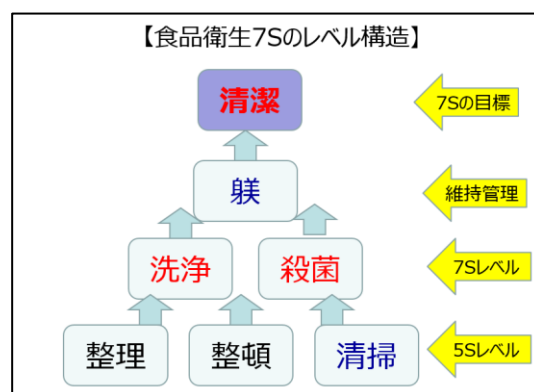
製造工程におけるロス削減の取り組みとして、原料を流し込む貯留タンクには一定数原料が残留する構造のため、原料ロスは発生してしまうが、より性能の良い機械設備へ切り替えることで、原料ロスは改善傾向にある。また、製品ロスの撲滅に向けても、こまめな検査の実施や製造工程の見直しを随時実施している。

社員教育の一環として、大手食品メーカーの出身者を外部講師として招き、定期的に勉強会を開催している。内容は、食品衛生や製品についてなど様々で、勉強会を通して業務理解・知識を深めることで、更なる品質の維持・向上に努めている。

<勉強会の資料（一部抜粋）>

＜食品衛生 7 S のポイント＞

- ✓ 目的は「清潔」
- ✓ 食品工場で求められる清潔は、微生物レベルの清潔
- ✓ 食品工場では、掃除機で吸う・ウエスで拭く・帚で掃く等の清掃だけでは微生物レベルの清潔にはならない
- ✓ 「洗浄・殺菌」が重要である



ロントロワより資料提供

【従業員雇用について】

社員採用はグループ各社が独自に行っており、ロントロワグループとしても毎年安定的な人材確保に努めている。今後も継続して社員採用に取り組むことにより、地域雇用の活性化に貢献している。

シニア人材について、ベテラン社員が長年培った知識や技能を今後も活かせるよう、65歳の定年後、満70歳まで嘱託として雇用する定年再雇用制度を導入している。70歳以降も社員と個別契約により再雇用（1年更新）することが可能で、実際に長年のノウハウを活かして製造工程における指導者として活躍されているなど、働き続けることができる環境を提供している。

給与体系はグループ各社で異なり、個社別で成果給の導入や公共交通機関から離れた遠隔地への勤務手当として地域手当とするなど業態に沿った独自性のある体系としている。社員への評価は、代表取締役の直接評価ではなく、役職者が中間者として一次考課を行うことで、現場の声が反映された公平性のあるものとしている。

【労働環境について】

①働きやすい職場環境の構築

時間外労働について、グループ各社で定時時間内に業務を終える意識が浸透しており、丸三冷蔵やロントロワ・ロジでは、繁忙月に業務が集中することによる時間外労働が発生するものの、繁忙期を除くとほとんど時間外労働は発生しておらず、グループ各社ともに全国平均10.0時間（厚生労働省毎月勤労統計調査 令和5年分結果速報）よりも低い水準にある。

休暇は、グループ各社とも原則週休2日としており、有給休暇についても、社員・パート問わず取得しやすい環境が構築されていることで、労働基準法が定める5日以上取得できている。

②職場の安全管理

労働災害は、ロントロワグループの発足から現在まで発生しておらず、過去を遡っても10年前に発生した1件のみとなっている。グループ各社で定めるルールは異なるものの徹底されており、かつ随時ルールの見直しを行うことで、実情に即した運用ができていることが要因となっている。

③健康経営の実践

年1回の定期健康診断は全社員が受診し、再検査の対象者となった社員についてもグループ各社の代表取締役を介して受診を指示し、再受診率は100%を維持している。また、受診メニューは受診者の年齢に応じたものとしている。過去には、マッサージ師を派遣するなど社員の要望があればできる限り対応している。

【環境負荷低減について】

製造工程で使用した廃水は、工場に設置したグリストラップを介して、油分（汚染物質等）を分離したうえで水分を外部へ放出することで、油分の排出を防ぎ、水質や土壌への汚染防止対策としている。

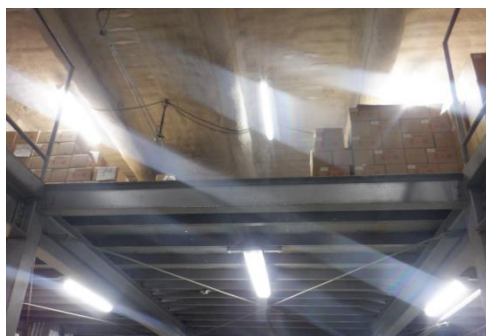
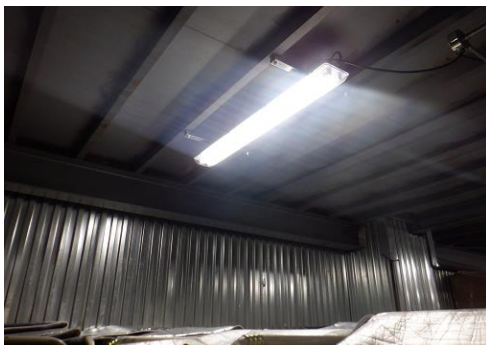
グループ内での電力使用量は、冷蔵・冷凍設備を有する丸三冷蔵が最も多く約 8 割を占めている。少しでも電力使用量ひいては CO2 排出量の削減につながるよう、2023 年に京都府が策定した「京都ゼロカーボン・フレームワーク」※3 に賛同し、京都府が設定する CO2 排出量の削減目標達成に向け、日々省エネ活動を実践している。

具体的な取り組みとして、営業車を軽自動車から順次ハイブリッド車へ切り替えており、約 4 割が導入済みであるほか、倉庫内の照明も順次 LED へ切り替え中で、現在 6 割程度が実施済みとなっている。また、使用する電力についても、より排出係数の低い電力会社への切り替えを検討しており、少しでも環境への負荷が低減できるよう努めている。

冷蔵・冷凍業界を取り巻く業界全体の課題として、冷蔵・冷凍設備のフロン規制への対応が求められているが、ロントロワとしても課題と捉えており、段階的に環境へ配慮した冷凍・冷蔵設備への切り替えを検討している。

※3 2050 年までに「温室効果ガス排出量実質ゼロ」の実現に向けて、京都府内に存在する約 11 万事業所の脱炭素化への取組が不可欠として、京都府内の地域金融機関が中小企業とのサステナブルファイナンスの組成等を通じて、対話を行いながら当該企業の脱炭素化を促進する仕組みとして策定

<倉庫内に導入した LED 照明>



ロントロワより資料提供

アンジュ・ド・バージュで製造するシャーベットは「姿作り」と呼び、紙やプラスチックではなく果物の皮を容器として製造・販売している。社内基準をクリアした皮容器のみを使用することで、商品の品質維持と資源の有効活用を行っている。他にも、規格外品となった自社製品を定期的に値引き対応で販売しており、品質が良く、安心・安全な製品が消費されずそのまま廃棄となることを防ぎ、フードロス削減に努めている。

<果物の皮容器を使用したシャーベット>



<規格外品販売の案内チラシ>

毎月第一土曜日に開催予定

業務用アイス
no
直売所

次回開催日
4/1(土)

2023 3.4 (sat) OPEN 11:00 ▶ 15:00

【開催場所】
業務用アイスクリームが
通常店舗価格から60%~70%OFF!!
規格外品などの訳あり商品をお得に買えるチャンスです!
皆様のお越しを是非お待ちしております!

※開催時期により販売するアイスクリームの種類は異なります
※ドライアイス、保冷剤はございませんのでお近くでは保冷バック等を準備ください。

主催・販売 株式会社アンジュ・ド・バージュ【お問い合わせ先】TEL: 075-672-0077

毎月第一土曜日に開催予定

業務用アイス
no
直売所

次回開催日
5/6(土)

2023 4.1 (sat) OPEN 11:00 ▶ 15:00
(※商品なくなり次第終了)

【開催場所】
業務用アイスクリームが
通常店舗価格から60%~70%OFF!!
規格外品などの訳あり商品をお得に買えるチャンスです!
皆様のお越しを是非お待ちしております!

※開催時期により販売するアイスクリームの種類は異なります
※ドライアイス、保冷剤はございませんので
お近くでない方は保冷バック等を準備ください。

主催・販売 株式会社アンジュ・ド・バージュ【お問い合わせ先】TEL: 075-672-0077





アンジュ・ド・バージュ HP にて掲載

3. UNEP FI が掲げるインパクトレーダーとの関連性

本ファイナンスでは、ロントロワの事業を国際標準産業分類における「酪農製品製造業」、「道路貨物運送業」、「倉庫・保管業」、「食料品・飲料及びたばこ卸売業」に分類した。その前提の下で UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた結果を踏まえ、事業活動等を鑑みた最終的なインパクトエリア/トピックは下図の通りとなった。

インパクト カテゴリー	インパクトエリア	インパクトトピック	インパクト		
			ポジティブ	ネガティブ	
社会	人格と人の安全保障	紛争			
		現代奴隷			
		児童労働			
		データプライバシー			
		自然災害			
	健康および安全性	—	●	●	
	資源とサービスの入手 可能性、アクセス可能 性、手ごろさ、品質	水			
		食料	●		
		エネルギー			
		住居			
		健康と衛生			
		教育	●		
		移動手段			
		情報			
		コネクティビティ			
		文化と伝統			
生計	雇用	●			
	賃金	●			
	社会的保護		●		
平等と正義	ジェンダー平等				
	民族・人種平等				
	年齢差別		●		
	その他の社会的弱者				
社会 経済	強固な制度・平和・安 定	法の支配			
		市民的自由			
	健全な経済	セクターの多様性			
		零細・中小企業の繁栄	●		
インフラ	—				
経済収束	—				
環境	気候の安定性	—		●	
	生物多様性と生態系	水域		●	
		大気		●	
		土壌			
		生物種			
		生息地			
	サーキュラリティ	資源強度	●	●	
廃棄物		●	●		


(1) ポジティブなインパクトエリア/トピックとその内容、関連する SDGs

インパクト エリア/トピック	内容	関連する SDGs
健康および安全性 食料 教育	<ul style="list-style-type: none"> ・「食品安全方針」に基づいた品質管理・衛生管理の徹底や法令・規制要求事項等の遵守 ・「JFS-B 規格」取得に向けた運営体制の構築 ・社員教育の一環として、大手食品メーカーの出身者を外部講師として招き、食品衛生や製品などについての勉強会を定期的開催 	 
食料 資源強度 廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・紙やプラスチックではなく、果物の皮を容器にしたシャーベットの製造・販売 	 
雇用	<ul style="list-style-type: none"> ・社員採用はグループ各社が独自に行っており、ロントロワグループとしても毎年安定的な人材確保に努め、今後も継続して社員採用に取り組むことにより、地域雇用の活性化に貢献 	
雇用 賃金	<ul style="list-style-type: none"> ・給与体系はグループ各社で異なり、業態に沿った独自性のある体系 ・公共交通機関から離れた遠隔地には地域手当を導入 ・個社別で成果給の導入のほか、社員への評価は、代表取締役の直接評価ではなく、中間者（役職者）が一次考課を行うことにより公平性を確保 	 
零細・中小企業の 繁栄	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業、冷蔵・冷凍保管業、物流業、販売業とロントロワグループで一体となった商流を構築 ・業種の異なるグループ各社の展開により、取引先を介した様々な現場の声（ニーズ）を基に、グループ内での情報共有、最適な対応を目指すことで幅広いニーズに対応 	 

(2) ネガティブなインパクトエリア/トピックとその内容、関連する SDGs

インパクト エリア/トピック	内容	関連する SDGs
健康および安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労災発生は、グループ社内で定めたルールの徹底と随時ルールの見直しによる実情に即した運用により、ロントロワグループ発足から現在まで発生 0 件を継続 ・ グループ各社とも定時時間内に業務を終える意識の浸透により、繁忙期を除き、時間外労働はほとんどの発生しない ・ 有給休暇は、社員・パート関係なく、取得しやすい環境が構築されている 	
健康および安全性 社会的保護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全社員が年 1 回の定期健診を受診、再検査の受診率も 100%を維持、受診者の年齢に応じた受診メニューとしている ・ 過去にマッサージ師を派遣するなど社員の要望にできる限り対応 	 
気候の安定性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京都府が策定する「京都ゼロカーボン・フレームワーク」に賛同し、CO2 排出量削減の目標達成に向けた省エネ活動を実践 ・ 営業車を順次軽自動車から順次ハイブリット車へ切り替え ・ 冷蔵倉庫の照明を順次 LED へ切り替え 	  
水域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造工程で使用した廃水は、工場にグリストラップを設置し、汚染物質等を分離したうえで水分を放出することで、水質や土壌への汚染を防止 	
大気	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冷蔵・冷凍設備のフロン規制への対応について、段階的に環境へ配慮した冷蔵・冷凍設備への切り替えを検討 	
資源強度 廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規格外品を値引き販売することで、フードロス削減に貢献 	 
廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造工程において、より性能の良い機械設備への切り替えにより原料ロスを改善 ・ 製品ロスの撲滅に向け、こまめな検査の実施や製造工程の見直しを随時実施 	 

(3) ポジティブ・ネガティブなインパクトエリア/トピックとその内容、関連する SDGs

インパクト エリア/トピック	内容	関連する SDGs
(ポジティブ) 雇用 (ネガティブ) 年齢差別	・定年再雇用制度によるシニア人材の登用（定年 65 歳、定年再雇用制度により満 70 歳まで嘱託として、以降も社員と個別契約により働き続けることができる）	

インパクトの特定にあたっては、UNEP FI から公表されているインパクトレーダー及びインパクト分析ツールを活用した独自の評価ツールを使用しているが、発出したポジティブ・ネガティブインパクトのうち、ロントロワのインパクトと特定しなかったもの及び理由は以下の通りである。

ポジティブインパクト

「移動手段」、「文化と伝統」

ネガティブインパクト

「自然災害」、「食料」、「賃金」、「土壌」、「生物種」、「生息地」


ロントロワの事業活動において、「移動手段」や「文化と伝統」は該当せず、また、「自然災害」を引き起こす活動も行っていない。「土壌」、「生物種」、「生息地」についてもそれぞれ土壌汚染等や生物種、生物生息地に影響を及ぼすような活動は行っていない。


そのほか、「食料」は、製造・販売する製品について、健康への悪影響が懸念されるトランス脂肪酸等の使用を極力控えることで、安心感のある製品を提供している。「賃金」は、グループ各社で給与体系が構築され、公平性のある評価体制としていることから、不当な賃金による社員雇用等への懸念は無くインパクトと特定しない。


4. 本ファイナンスで KPI を設定したインパクトと関連する SDGs

ロントロワは京都銀行と共同し、本ファイナンスにおける重要な以下の管理指標（以下、「KPI」という）と関連する SDGs を設定した。


（1）ポジティブなインパクトエリア/トピックによる KPI




特定したインパクトエリア/トピックと KPI①	
インパクト エリア/トピック	健康および安全性 食料
取り組み、施策等	<ul style="list-style-type: none"> ・「食品安全方針」に基づいた品質管理・衛生管理の徹底や法令・規制要求事項等の遵守 ・「JFS-B 規格」取得に向けた運営体制の構築 ・社員教育の一環として、大手食品メーカーの出身者を外部講師として招き、食品衛生や製品などについての勉強会を定期的に開催
設定した KPI	・勉強会を継続実施し、2027 年までに「JFS-B 規格」の認証を取得する
<関連する SDGs> ターゲット 2.1 2030 年までに、飢餓を撲滅し、全ての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。	
	



特定したインパクトエリア/トピックと KPI②	
インパクト エリア/トピック	雇用
取り組み、施策等	<ul style="list-style-type: none"> ・社員採用はグループ各社が独自に行っており、ロントロワグループとしても毎年安定的な人材確保に努め、今後も継続して社員採用に取り組みむことにより、地域雇用の活性化に貢献
設定した KPI	・2027 年までにロントロワグループ全体で新規従業員を 15 名採用する（直近 3 年間の年間平均採用者数：3 名）
<関連する SDGs> ターゲット 8.5 2030 年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一価値の労働についての同一賃金を達成する。 ターゲット 8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	
	

特定したインパクトエリア/トピックと KPI③	
インパクト エリア/トピック	零細・中小企業の繁栄
取り組み、施策等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造業、冷蔵・冷凍保管業、物流業、販売業とロントロワグループで一体となった商流を構築 ・ 業種の異なるグループ各社の展開により、取引先を介した様々な現場の声（ニーズ）を基に、グループ内での情報共有、最適な対応を目指すことで幅広いニーズに対応
設定した KPI	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2027 年までに既存の商流を活かして、新たな部門を 3 部門立ち上げる
<p><関連する SDGs></p> <p>ターゲット 9.1</p> <p>全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。</p>	
	



(2) ネガティブなインパクトエリア/トピックによる KPI

特定したインパクトエリア/トピックと KPI④	
インパクト エリア/トピック	健康および安全性
取り組み、施策等	・労災発生は、グループ社内で定めたルールの徹底と随時ルールの見直しによる実情に即した運用により、レントロワグループ発足から現在まで発生 0 件を継続
設定した KPI	・労働災害発生 0 件を継続する
<関連する SDGs> ターゲット 8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	
	

特定したインパクトエリア/トピックと KPI⑤	
インパクト エリア/トピック	気候の安定性
取り組み、施策等	・京都府が策定する「京都ゼロカーボン・フレームワーク」に賛同し、CO2 排出量削減の目標達成に向けた省エネ活動を実践
設定した KPI	・2027 年まで毎年、レントロワグループ全体の電力使用量を基準年度対比 5%削減する (基準年度：2020 年度～2022 年度、年間平均電力使用量：4,219.1 千 kWh)
<関連する SDGs> ターゲット 7.3 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。 ターゲット 11.6 2030 年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。 ターゲット 13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。	
  	

特定したインパクトエリア/トピックと KPI⑥	
インパクト エリア/トピック	廃棄物
取り組み、施策等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造工程において、より性能の良い機械設備への切り替えにより原料ロスを改善 ・ 製品ロスの撲滅に向け、こまめな検査の実施や製造工程の見直しを随時実施
設定した KPI	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2027 年までに製造工程におけるロス率を 1.7%へ低減させる (直近 1 年間のロス率 : 2.2%)
<p><関連する SDGs></p> <p>ターゲット 11.6 2030 年までに、大気、水、土壌の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。</p> <p>ターゲット 12.4 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。</p> <p>ターゲット 12.5 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。</p>	 

(3) ポジティブ・ネガティブなインパクトエリア/トピックによる KPI

特定したインパクトエリア/トピックと KPI⑦		
インパクト エリア/トピック	雇用	年齢差別
取り組み、施策等	・ 定年再雇用制度によるシニア人材の登用（定年 65 歳、定年再雇用制度により満 70 歳まで嘱託として、以降も社員と個別契約により働き続けることができる）	
設定した KPI	・ 定年再雇用制度を継続する	
<p><関連する SDGs></p> <p>ターゲット 8.5 2030 年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一価値の労働についての同一賃金を達成する。</p> <p>ターゲット 8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。</p> <p>ターゲット 10.2 2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。</p>		 

5. サステナビリティ管理体制

最高責任者	代表取締役 田中 一也
管理責任者	佐々木 浩之（アーチクレマの代表取締役） 中村 光希（ロントロワ・ロジの代表取締役） 島村 貴（丸三冷蔵の代表取締役） 浅野 義登（アンジュ・ド・バージュの代表取締役） 染川 貴司（ロケットマルコの代表取締役）

ロントロワが本ファイナンスを取り組むにあたり、田中代表取締役を最高責任者として自社の事業活動を棚卸し、インパクトリーダーやSDGsとの関連性について検討したうえでKPIを設定した。

本ファイナンス実行後においては、最高責任者である田中代表取締役、管理責任者であるロントロワグループ各社の代表取締役を中心にKPI達成に向けた活動を行い、KPIの進捗管理を行っていく。

6. モニタリングの頻度と方法

本ファイナンスで設定したKPIの達成及び進捗状況については、京都銀行とロントロワの担当者が定期的に会合の場を設け、共有する。会合は少なくとも年に1回実施するほか、日頃の情報交換や営業情報の場を通じて実施する。

京都銀行はKPI達成に必要な資金及びその他ノウハウの提供、あるいは京都銀行の持つネットワークから外部資源とマッチングすることで、KPI達成をサポートする。

以 上

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、京都銀行がロントロワから依頼を受けて実施したものです。
2. 京都銀行は、ロントロワから供与された情報と、京都銀行が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。
3. 本評価を実施するにあたっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、JCR から、本ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

<本件に関するお問い合わせ先>

株式会社京都銀行

法人総合コンサルティング部 森本 奨吾

〒600-8652

京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町 700 番地

TEL (075) 361-2293



第三者意見書

2024年3月29日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

ロントロワ株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社京都銀行

評価者：株式会社京都銀行

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、京都銀行がロントロワ株式会社（「ロントロワ」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、京都銀行による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。京都銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、これらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、京都銀行にそれを提示している。なお、京都銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、PIF 原則等で参照している IFC（国際金融公社）の定義に加え、中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則との適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクト領域における「包括的で健全な経済」、「経済収れん」の観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とし



- た中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では 52.9%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
 - ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. PIF 原則への適合に係る意見

PIF 原則 1

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

京都銀行は、本ファイナンスを通じ、ロントロワの持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクト領域および SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、ロントロワがポジティブな成果を発現するインパクト領域を有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

PIF 原則 2

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

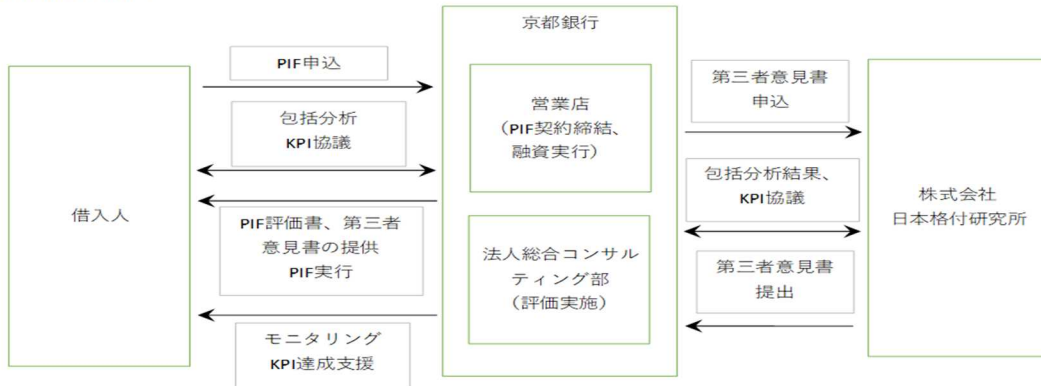
JCR は、京都銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 経済センサス活動調査（2016年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業は資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下などだ。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



(1) 京都銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。

PIF評価体制図



(出所：京都銀行提供資料)

(2) 実施プロセスについて、京都銀行では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、京都銀行内部の専門部署が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

PIF 原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

PIF 原則 3 で求められる情報は、全て京都銀行が作成した評価書を通して銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

PIF 原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、京都銀行が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人であるロントロワから貸付人である京都銀行に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。



JCR Sustainable
PIF for SMEs

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

間場 紗壽

間場 紗壽



本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録、ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル